（様式 15 ）

相　続　届

貴基金に出資しておりました(A)　　は、昭和・平成　　年　　月　　日死亡しました。
相続人全員協議の結果、貴基金に対する出資の持分を下表Ｂの相続人が相続することになりましたので、①現出資名義人（被相続人）の戸籍全部事項証明書・改製原戸籍、②法定相続人全員の戸籍一部事項証明書、③法定相続人全員の印鑑証明書、④相続関係説明図を添えて届け出ます。
また、今後出資持分の相続につき紛争が生じましても、貴基金には一切迷惑をかけないことを相続人全員が連帯して誓約します。
なお、本届出書及び添付の書類に記載した情報は、貴基金における出資持分に関する手続においてのみ使用されることを条件に提供します。

平成　　年　　月　　日

〒101-8506　東京都千代田区内神田１－１－１２
独立行政法人農林漁業信用基金　殿

Ａ【被相続人】

氏　　名	
出資持分の額	円

Ｂ【出資持分の相続人】

1	（ふりがな）			
	住　所	〒		
	（ふりがな）		被相続人との続柄	
	氏　名	実印		
	相続分	円	電　話	
2	（ふりがな）			
	住　所	〒		
	（ふりがな）		被相続人との続柄	
	氏　名	実印		
	相続分	円	電　話	
3	（ふりがな）			
	住　所	〒		
	（ふりがな）		被相続人との続柄	
	氏　名	実印		
	相続分	円	電　話	

Ｃ【出資持分を相続しない法定相続人】

被相続人との続柄	住　　所	氏　　名
		実印
		実印
		実印
		実印
		実印

（注）1. 本届出書は、相続確定後速やかに提出して下さい。
2. 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付して下さい。
3. ①現出資名義人（被相続人）の戸籍全部事項証明書・改製原戸籍、②法定相続人全員の戸籍一部事項証明書及び④相続関係説明図の提出は、全ての法定相続人が記載された認証文付きの法定相続情報一覧図をもって代えることができます。なお、当該一覧図が作成された後、相続人に更なる相続が発生している場合には、現出資名義人（被相続人）に係る一覧図の他に、当該相続人に関する認証文付きの法定相続情報一覧図または①②及び④が必要となります。

（様式 15 裏面）

出資持分に係る留意点

1　独立行政法人農林漁業信用基金法（以下「基金法」という。）第13条に規定する債務の保証（以下「債務保証」という。）の金額の最高限度は、出資額の30倍に相当する額に、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が都道府県ごとに定める額を加算した額となります。

2　出資持分を有することのみをもって債務保証の引受けを約束するものではありません。

3　出資者は、基金法第７条第１項に基づき出資持分を譲り渡すことができますが、譲渡しを行う場合には、信用基金が定める手続が必要であり、認められないことがあります。

4　出資持分の譲渡しは、譲受人との共同申請によります。また、譲渡しが完了したときは、譲渡しが完了した旨、増減のあった持分、相手方の氏名・住所をお知らせいたします。

5　出資者は、基金法第７条の２第１項に基づき出資持分の払戻しを請求することができますが、払戻しの請求を行う場合には、独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則（以下「施行規則」という。）第１条に定める申請書及び添付書類の提出が必要です。
なお、信用基金は、基金法第７条の２第３項に基づき払戻しを停止することがあります。

6　基金法第７条の２第２項及び施行規則第２条に基づき、出資持分の払戻し請求の書類を送付した消印の日時点で公表されている基金法第15条第２号に規定する林業信用保証業務に係る直近の貸借対照表において純資産額が資本金の合計額を下回る場合には払戻し請求額の全てが払い戻されるものではありません。

7　信用基金に出資しようとする場合、その払込みを行う額は１万円単位としています。

8　信用基金に出資しようとする場合、その払込み債務と信用基金に対する債権とを相殺することはできません。

9　出資持分は、民法第898条に定める共同相続から同法第907条に基づく遺産分割までの間を除き、共有とすることはできません。また、共同相続により共有となっている状態では、いかなる債務保証契約をすることもできません。

10　出資者の氏名又は法人名、住所又は本店所在地に変更(相続、合併並びに会社分割による変更を含む。）があった場合は、信用基金の所定の書式による手続が必要です。

11　出資持分を取得した者が、反社会的勢力に関係のある者である場合は、債務保証を受けることはできません。

12　出資者は、信用基金に出資者原簿の閲覧を求め、又は出資持分の残高の照会をすることができます。

以上